

JR東日本運輸サービス

エルダー短日数制度導入

適用時期：平成30年10月1日から

(内容) 承認を得て短日数勤務を適用するエルダー出向社員には、短日数休暇として、1箇月につき4日、無給の休日を付与。適用申請の事由は問わない。

(適用期間) 原則として年度を単位とした本人からの申請に基づき、会社が認めた期間

(対象) JR東日本からのエルダー出向社員

「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更について」は、2017年6月の提案以降、申2号、申4号、及び申10号で、6ヶ月間に及び精力的に議論を重ねてきました。

JR東労組は交渉の中で、出向会社にも短日数勤務制度を導入するように強く求めてきました。

引き続き、他の出向会社にも短日数勤務制度を導入するように求めていきます。

JR東労組のたたかいたたかいたの成果を確認し、働きやすい職場を全組合員で創り出そう！